

## 実技試験（資産設計提案業務）解答

### 【第1問】

問1 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)× (エ)○

- (ア)○ 弁護士資格のないFPでも、有償で公正証書遺言の証人となることはできる。
- (イ)○ 税理士資格のないFPでも、有償で一般的な税法の解説を行うことはできる。
- (ウ)× 投資助言・代理業の登録を受けていないFPは、特定企業の具体的な投資時期等の判断や助言を行ってはならない。
- (エ)○ 生命保険募集人・保険仲立人の登録を受けていないFPでも、顧客の必要保障額の試算はできる。

問2 正解 3

- 1. ○ 「消費者契約法」における「消費者」とは、事業者を除く個人のみである。
- 2. ○ 誤認して契約した場合、当該契約は取り消すことができる。
- 3. × 困惑して契約した場合、当該契約は取り消すことができる。
- 4. ○ 消費者に一方的に不利な契約条項は無効である。

### 【第2問】

問3 正解 2

配当金の権利確定日は、決算日からその日を含め3営業日前となるため、2月24日となる。なお決算日の2月28日は休日となるため、その直前の営業日の2月26日を起点として考える。

問4 正解 (ア) 1.59 (%) (イ) 18.47 (倍)

- ・ 配当利回りは、(ア 1.59%) である。
- ・ P E R (株価収益率) は、(イ 18.47) 倍である。

<解説>

$$(ア) \quad \text{配当利回り (\%)} = \frac{1 \text{ 株当たり年間配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

1 株当たり年間配当金100円、株価6,280円であるため

$$\text{配当利回り} = \frac{100}{6,280} \times 100 = 1.592\cdots \rightarrow \underline{1.59 (\%)}$$

$$(イ) \quad \text{P E R (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

・ 株価6,280円、1 株当たり当期純利益340円であるため

$$\text{P E R} = \frac{6,280}{340} = 18.470\cdots \rightarrow \underline{18.47 (\text{倍})}$$

問5 正解 2

- ・ 落合さんは、為替変動のリスクを可能な限り回避したかったので、(ア Aコース) の投資信託を購入した。
- ・ <資料>の基準価額は、(イ 運用管理費用 (信託報酬)) が控除されている。

<解説>

(ア) 資料に、Aコース／為替ヘッジあり Bコース／為替ヘッジなしとある。為替変動のリスクを可能な限り回避したい場合は、為替ヘッジありのAコースとなる。

(イ) 運用中の基準価格は、すでに運用管理費用 (信託報酬) が控除されている。なお購入時手数料は、購入時別途支払っており、基準価格には反映されない。

問6 正解 1

- ・「ポートフォリオの運用パフォーマンスの評価の一つとして、シャープレシオがあります。」
- ・「ファンドAのシャープレシオは（ア 0.6）となります。」
- ・「最も収益率が高いのはファンドCですが、投資効率をシャープレシオの観点から考えると、最も効率的なのは（イ ファンドB）といえます。」

<解説>

$$\text{シャープレシオ} = \frac{\text{収益率} - \text{無リスク金利}}{\text{標準偏差}}$$

- ・ファンドA 収益率6.50%、標準偏差10.00%であるため（無リスク金利は0.5%）

$$\text{シャープレシオ} = \frac{6.50 - 0.5}{10.00} = 0.6 \text{ (倍)}$$

- ・ファンドB 収益率8.00%、標準偏差7.50%であるため（無リスク金利は0.5%）

$$\text{シャープレシオ} = \frac{8.00 - 0.5}{7.50} = 1.0 \text{ (倍)}$$

- ・ファンドC 収益率9.50%、標準偏差18.00%であるため（無リスク金利は0.5%）

$$\text{シャープレシオ} = \frac{9.50 - 0.5}{18.00} = 0.5 \text{ (倍)}$$

なおシャープレシオは、数値が大きい程、優れているためファンドBが最も効率的といえる。

【第3問】

問7 正解 1

（ア）建築面積の最高限度は建蔽率を用いて計算する。指定建蔽率は6/10であるが、防火地域内の耐火建築物であるため1/10緩和される。

$$270\text{m}^2 \times (6/10 + 1/10) = 189\text{m}^2$$

（イ）延べ面積の最高限度は容積率を用いて計算するが、設例のように、前面道路の幅員が12m未満の場合は、次の1) 2) のうち小さいほうが限度となる。

- 1) 都市計画により定められた容積率（指定容積率）
- 2) 前面道路の幅員×法定乗数

1)  $20/10$

2)  $4\text{m} \times 4/10 = 16/10 < 1) 20/10$  したがって、16/10を適用する。

$$\text{延べ面積の最高限度} = 270\text{m}^2 \times 16/10 = 432\text{m}^2$$

問8 正解 17,415 (円)

<解説>

・算出式  $Y = AX + B$

<資料1>より、専有床面積は $6,000\text{m}^2$ と分かる。<資料2>より専有面積当たりの修繕積立金の額は $202\text{円}/\text{m}^2 \cdot \text{月}$ となる。

$$AX = 202\text{円}/\text{m}^2 \cdot \text{月} \times 75\text{m}^2 \text{ (510号室の専有面積)} = 15,150\text{円}$$

また<資料1>より、駐車場は3段(ピット2段)昇降式の機械式駐車場30台分であるため、<資料2>より機械式駐車場の1台当たりの修繕工事費は $6,040\text{円}/\text{台} \cdot \text{月}$ となる。

$$B = 6,040\text{円}/\text{台} \cdot \text{月} \times 30\text{台} \times 75\text{m}^2/6,000\text{m}^2 = 2,265\text{円}$$

$$\text{よって、} Y = AX + B = 15,150\text{円} + 2,265\text{円} = \underline{17,415\text{円}}$$

問9 正解 (ア) 3 (イ) 5 (ウ) 4 (エ) 8

井川さん：「まず、普通借地権について教えてください。存続期間の定めはありますか。」

飯田さん：「普通借地権の最初の存続期間は(ア 30年)ですが、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とされます。」

井川さん：「地主から契約の更新を拒絶するに当たって、正当事由は必要でしょうか。」

飯田さん：「正当事由は(イ 必要)です。」

井川さん：「次に、一般定期借地権の存続期間について教えてください。」

飯田さん：「一般定期借地権の存続期間は(ウ 50年)以上です。契約を締結する際は、契約の更新がない旨などの特約を、(エ 公正証書等の書面によって)行わなければなりません。」

問10 正解 1

倉田さんがこの土地および建物を売却した場合の特別控除後の譲渡所得の金額は(ア 1,000)万円となり、課税(イ 短期)譲渡所得金額として扱われる。

(ア) <譲渡所得の金額の計算>

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除}$$

<資料>より

- ・譲渡価額 9,800万円
- ・取得費 5,500万円
- ・譲渡費用 300万円
- ・特別控除 3,000万円を適用する。

$$\text{譲渡所得} = 9,800\text{万円} - (5,500\text{万円} + 300\text{万円}) - 3,000\text{万円} = \underline{1,000\text{万円}}$$

(イ) <資料>より、取得日は2017年1月5日、売却予定日は2022年2月1日なので、売却予定年(2022年)の1月1日時点では、所有期間は5年以下となるため、課税短期譲渡所得となる。

【第4問】

問11 正解 (ア) 10 (万円) (イ) 695 (万円) (ウ) 7,010 (万円)

- ・ 勇樹さんが現時点で、慢性肝炎で18日間入院し、退院してから24日後に同じ病気で再度6日間入院した場合（いずれも手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア 10）万円である。
- ・ 勇樹さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため38日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ 695）万円である。
- ・ 勇樹さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ 7,010）万円である。

<解説>

（ア）慢性肝炎により入院した場合、下記の給付金を受け取ることができる。

|         |         |          |
|---------|---------|----------|
| <保険証券1> |         |          |
| 疾病入院特約  | 入院5日目から | 日額5,000円 |

$$5,000円 \times (18 - 4) \text{日} + 5,000円 \times 6 \text{日} (\text{※}) = \underline{10万円}$$

（※）退院して24日後の同じ病気での入院のため、1回の入院とみなされる。

（イ）がんによる入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

|              |         |             |
|--------------|---------|-------------|
| <保険証券1>      |         |             |
| 三大疾病保障定期保険特約 |         | 500万円       |
| 疾病入院特約       | 入院5日目から | 日額5,000円    |
| 手術給付金        |         | 入院給付金日額の40倍 |
| <保険証券2>      |         |             |
| がん診断給付金      |         | 100万円       |
| がん入院給付金      | 入院1日目から | 日額1万円       |
| がん手術給付金      |         | 20万円        |

$$500万円 + 5,000円 \times (38 \text{日} - 4 \text{日}) + 5,000円 \times 40 \text{倍} + 100万円 + 1 \text{万円} \times 38 \text{日} + 20万円 = \underline{695万円}$$

（ウ）交通事故で死亡した場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

|              |         |         |
|--------------|---------|---------|
| <保険証券1>      |         |         |
| 終身保険金額       |         | 200万円   |
| 定期保険特約       |         | 2,800万円 |
| 三大疾病保障定期保険特約 |         | 500万円   |
| 災害割増特約       |         | 3,500万円 |
| <保険証券2>      |         |         |
| 死亡保険金        | がん以外の死亡 | 10万円    |

$$200万円 + 2,800万円 + 500万円 + 3,500万円 + 10万円 = \underline{7,010万円}$$

問12 正解 2

雑所得の金額＝公的年金等の雑所得＋その他の雑所得

- ・ 公的年金等の雑所得＝収入金額（老齢年金額）－公的年金等控除額  

$$= 72\text{万円} - 110\text{万円}^{(\ast)} = 0$$

(※) <速算表> (65歳以上の者) より 72万円 → 330万円未満であるため、控除額は110万円。

なお遺族厚生年金は非課税である。

- ・ その他の雑所得＝収入金額（個人年金額）－必要経費  

$$= 100\text{万円} - 70\text{万円} = 30\text{万円}$$

よって雑所得は30万円となる。

なお源泉徴収された金額は、所得の段階では控除しない。

問13 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)○ (エ)○

- (ア) ○ <資料1> Aに特定疾病保険金または死亡・高度障害保険金とあるため、特定疾病保険金が支払われた場合、Aの契約は終了となる。
- (イ) × リビングニーズ特約の適用は、余命6ヶ月以内と診断された場合である。
- (ウ) ○ <資料2> 支払事由に、①要介護2以上とあるため、要介護3に認定された場合、保険金を受け取ることができる。
- (エ) ○ <資料2> 別表1の要介護状態1の(a)かつ(c)、(e)に該当するため、介護保険金を受け取ることができる。

問14 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)× (エ)○

- (ア) ○ <資料1> ②風災、ひょう災、雪災が×となっているため、台風による被害は、補償の対象とならない。
- (イ) × <資料1> ③盗難○(免責金額0円)となっているため、補償の対象となる。
- (ウ) × <資料2> ②に該当するため、保険金額1,400万円×10%＝140万円の補償となる。
- (エ) ○ <資料3> より、焼失床面積が延床面積の60% (50%以上70%未満) の場合は、大半損となることがわかる。

【第5問】

問15 正解 1

退職所得＝{退職一時金－退職所得控除額<sup>(※)</sup>} × 1/2

(※) 800万円＋70万円×(勤続年数－20年) 勤続年数1年未満の端数は切り上げ

- ・ 退職所得＝{1,500万円－1,220万円<sup>(※)</sup>} × 1/2 = 140万円
- (※) 800万円＋70万円×(26年－20年)＝1,220万円
- ・ 25年9ヶ月 → 26年

問16 正解 4

<解説>

不動産所得▲160万円には、土地取得のための借入金利子50万円が含まれているため、損益通算できる損失からは除かなければならない。▲160万円－▲50万円＝▲110万円

なお譲渡所得の上場株式売却損失▲80万円は分離課税であるため損益通算できない。また雑所得▲8万円は損益通算の対象とならない。

問17 正解 3

(ア) 上場投資信託（E T F）の普通分配金は、配当所得となる。

(イ) 暗号資産取引による所得（事業ではない）は、雑所得となる。

(ウ) 生命保険の満期保険金（一時金）は、一時所得となる。

問18 正解 1

減価償却費＝取得価額×定額法の償却率<sup>(※1)</sup>×3月/12月<sup>(※2)</sup>

(※1) 建物の償却方法は、定額法となる。

(※2) 事業供用月数で月割り按分する。

減価償却費＝5,000万円×0.020×3/12＝25万円

【第6問】

問19 正解 4

貸家建付地の評価額＝自用地評価額×（1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合）

・自用地評価額＝路線価×奥行価格補正率×地積

<資料>より借地権割合は70%、借家権割合は30%、賃貸割合は100%と分かる。

250,000円×1.00×160㎡×（1－70%×30%×100%）となり、4が正しい。

問20 正解 2,310,000 (円)

- ・父からの贈与：相続時精算課税制度

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{特別控除額} 2,500 \text{万円}^{(*)}) \times 20\% \text{ (一律)}$$

(※) 複数年の贈与については合計が2,500万円に達するまで。

＜資料＞より2020年に父から1,200万円の贈与を受けているため、2021年で使える特別控除額は2,500万円－1,200万円＝1,300万円となる。

$$\text{税額} = (1,500 \text{万円} - 1,300 \text{万円}) \times 20\% = 400,000 \text{円}$$

- ・叔父からの贈与：暦年単位課税

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{基礎控除額} 110 \text{万円}) \times \text{税率}^{(*)}$$

$$\text{税額} = (900 \text{万円} - 110 \text{万円}) \times 40\% - 125 \text{万円}^{(*)} = 1,910,000 \text{円}$$

(※) ＜速算表＞(ロ)を用いる。(叔父は直系尊属ではない。)

- ・2021年分の贈与税額＝400,000円＋1,910,000円＝2,310,000円

問21 正解 (ア) 3/4 (イ) 1/8 (ウ) 1/16

[各人の法定相続分と遺留分]

- ・被相続人の配偶者の法定相続分は (ア 3/4)
- ・被相続人の弟の法定相続分は (イ 1/8)
- ・被相続人の甥Aの法定相続分は (ウ 1/16)

＜解説＞

民法上の法定相続人は、親が死亡しているため、配偶者と兄弟となる。また兄も死亡しているため、その分は甥A、Bに代襲相続となる、 $1/4 \times 1/2 \times 1/2 = \underline{1/16}$

問22 正解 (ア) 5 (イ) 3 (ウ) 2

三上さん：「相続税の申告書は、いつまでに提出する必要がありますか。」

吉田さん：「相続税の申告書は、相続人等が、その相続の開始があったことを知った日の翌日から、原則として、(ア 10ヵ月)以内に提出しなければなりません。」

三上さん：「所得税の準確定申告書は、いつまでに提出する必要がありますか。」

吉田さん：「所得税の準確定申告書は、相続人等が、その相続の開始があったことを知った日の翌日から、原則として、(イ 4ヵ月)以内に提出しなければなりません。」

三上さん：「相続人は、相続について限定承認や相続放棄をすることができると聞きましたが、いつまでにどのような手続きを行う必要がありますか。」

吉田さん：「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から、原則として、(ウ 3ヵ月)以内に、家庭裁判所にその旨を申述することになります。」

【第7問】

問23 正解 225（万円）

$$\text{○年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$4 \text{ 年後の基本生活費 } 208 \text{ 万円} \times (1 + 0.02)^4 = 225.14 \cdots \rightarrow \underline{225 \text{ 万円}}$$

問24 正解 1,037（万円）

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2022 \text{ 年の金融資産残高} = 872 \text{ 万円} \times (1 + 0.01) + 156 \text{ 万円} = 1036.72 \rightarrow \underline{1,037 \text{ 万円}}$$

問25 正解 （ア）○ （イ）○ （ウ）○ （エ）×

（ア）○ リボリング払いは、利用がなかった月でも支払いが発生する。

（イ）○ アドオン金利の表示も認められている。

（ウ）○ ボーナス一括払いの場合も、手数料がかからない。

（エ）× キャッシング機能を使った場合、1回払いでも利息は発生する。

【第8問】

問26 正解 4,420,000（円）

現在の額を複利運用した場合の将来の元利合計は「現在の額×終価係数」で計算する。

$$400 \text{ 万円} \times 1.105 \text{（年利1.0\%、10年の終価係数）} = 4,420,000 \text{ 円}$$

問27 正解 22,023,000（円）

毎年の受取額から現在の必要額を求めるには「毎年の受取額×年金現価係数」で計算する。

$$100 \text{ 万円} \times 22.023 \text{（年利1.0\%、25年の年金現価係数）} = 22,023,000 \text{ 円}$$

問28 正解 2,485,800（円）

毎年の積立額から将来の合計額を求めるには「毎年の積立額×年金終価係数」で計算する。

$$30 \text{ 万円} \times 8.286 \text{（年利1.0\%、8年の年金終価係数）} = 2,485,800 \text{ 円}$$

【第9問】

問29 正解 1,820（万円）

$$\text{マンション土地価格} = \text{販売価格} - (\text{建物本体価格} + \text{建物消費税額})$$

マンション販売価格のうち消費税がかかるのは建物のみ（土地は非課税）であるため、消費税額180万円を10%で除せば、建物本体価格が求まる。 $180\text{万円} \div 10\% = 1,800\text{万円}$   
よって土地価格  $= 3,800\text{万円} - (1,800\text{万円} + 180\text{万円}) = \underline{1,820\text{万円}}$

問30 正解 4

1. ○ ペアローンでは、夫婦二人とも住宅ローン控除の適用が受けられる。
2. ○ 連帯債務方式で、設例の場合、贈与があったとみなされる。
3. ○ 連帯保証方式で収入合算を利用すると、借入金額を増やすことができる。
4. × 連帯保証方式では、たとえ収入合算をした場合でも、団体生命保険は債務者一人にしか付保することができない。

問31 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)○ (エ)×

- (ア)○ 生命保険料控除は、所得控除として所得金額から差し引くことができる。  
(イ)○ 住宅ローン控除は、税額控除として、所得税額から差し引くことができる。  
(ウ)○ 寄付金控除は、所得控除として所得金額から差し引くことができる。  
(エ)× 雑損控除は、所得控除として所得金額から差し引くことができる。

問32 正解 2

＜設例＞〔保険〕より、収入保障保険Aの年金月額が15万円と分かる。

35歳（2022年2月1日）に死亡した場合、56歳（2043年2月1日）までの21年間（56－35）年金が支払われる。

$$15\text{万円/月} \times 12\text{ヶ月} \times 21\text{年} = \underline{3,780\text{万円}}$$

問33 正解 4

剛さん（35歳）の自己負担割合は3割である。窓口で支払った医療費が18万円であるので、総医療費は  $18\text{万円} \div 0.3 = 60\text{万円}$  となる。また剛さんは標準報酬月額が34万円であるため、＜資料＞標準報酬月額28万円～50万円に該当し、自己負担限度額は以下の通りとなる。

$$80,100\text{円} + (60\text{万円} - 267,000\text{円}) \times 1\% = 83,430\text{円} \cdots \text{自己負担限度額}$$

$$\bullet \text{高額療養費} = \text{窓口での自己負担分} - \text{自己負担限度額} = 18\text{万円} - 83,430\text{円} = \underline{96,570\text{円}}$$

問34 正解 1

- ・基本手当を受給できる期間は、原則として離職の日の翌日から（ア 1年間）である。
- ・祐一さんの場合、基本手当の所定給付日数は（イ 90日）である。
- ・祐一さんの場合、基本手当は、受給資格決定日以後、7日間の待期期間および（ウ 2ヵ月）の給付制限期間を経て支給が開始される。

<解説>

イ、自己都合退職は、<資料>一般の受給資格者にあたる。雇用期間は8年間（32歳－24歳）のため、1年以上10年未満の90日となる。

【第10問】

問35 正解 4,540（万円）

<加瀬家のバランスシート>

（単位：万円）

| 〔資産〕           |         | 〔負債〕     |             |
|----------------|---------|----------|-------------|
| 金融資産           |         | 住宅ローン    | 1,680万円     |
| 預貯金等           | 1,590万円 | 自動車ローン   | 80万円        |
| 株式・投資信託        | 930万円   |          |             |
| 生命保険（解約返戻金相当額） | 520万円   | 負債合計     | 1,760万円     |
| 不動産            |         |          |             |
| 土地（自宅の敷地）      | 2,400万円 |          |             |
| 建物（自宅の家屋）      | 640万円   | 〔純資産〕    | （ア 4,540）万円 |
| その他（動産等）       | 220万円   |          |             |
| 資産合計           | 6,300万円 | 負債・純資産合計 | 6,300万円     |

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

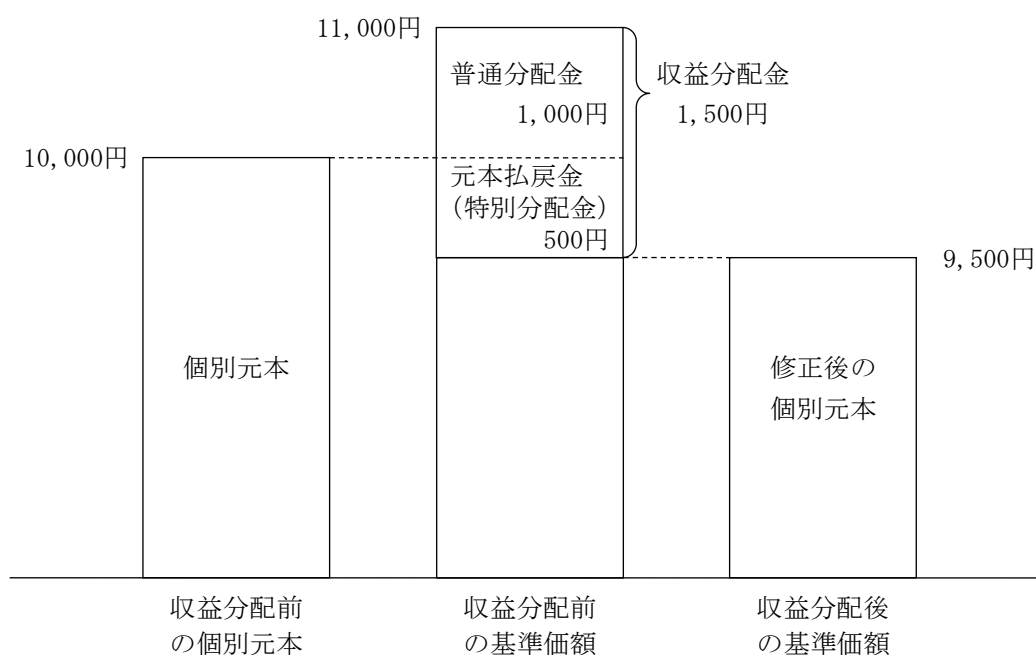
- ① 設例のデータⅢ．加瀬家の財産の状況〔保有資産（時価）〕〔負債残高〕〔生命保険〕から、加瀬家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は6,300万円、負債合計は1,760万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も6,300万円となる。
- ③ 純資産を求める。  
純資産＝資産合計－負債合計＝6,300万円－1,760万円＝4,540万円

問36 正解 392,500（円）

$$\text{所得税額} = \text{課税所得金額（給与所得－所得控除額）} \times \text{税率}$$

- ・ 給与所得（給与所得控除後の金額）＝給与収入（支払金額）－給与所得控除額  
 $= 8,500,000\text{円} - (8,500,000 \times 10\% + 110\text{万円})$   
 $= 6,550,000\text{円}$
- ・ 課税所得金額＝給与所得－所得控除額  
 $= 6,550,000\text{円} - 2,450,000\text{円} = 4,100,000\text{円}$
- ・ 所得税額＝課税所得金額×税率  
 $= 4,100,000\text{円} \times 20\% - 427,500\text{円} = \underline{392,500\text{円}}$

問37 正解 1



<解説>

- ・ 収益分配金からの源泉徴収税額＝普通分配金×20%＝1,000円×20%＝200円
- ・ 分配落ち後の個別元本＝収益分配前の個別元本－元本払戻金（特別分配金）  
 $= 10,000\text{円} - 500\text{円}^{(*)} = \underline{9,500\text{円}}$

※元本払戻金（特別分配金）

$$= \text{収益分配金} - \text{普通分配金（収益分配前の基準価格－収益分配前の個別元本）}$$

$$= 1,500\text{円} - (11,000\text{円} - 10,000\text{円}) = 500\text{円}$$

問38 正解 3

確定申告すべき所得額（総所得）＝給与所得＋一時所得×1/2

- ・給与所得：200万円
- ・一時所得＝収入（満期保険金）－必要経費（払込保険料）－特別控除（50万円）  
＝430万円－300万円－50万円＝80万円
- ・確定申告すべき所得額（総所得）＝200万円＋80万円×1/2＝240万円  
なお外貨預金の為替差損は、雑所得のため損益通算できない。

問39 正解 （ア）× （イ）× （ウ）○ （エ）×

- （ア）× 繰下げによる年金額の増額率は、最大で42%になる。
- （イ）× 付加年金も、老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ受給により、増減額する。
- （ウ）○ 繰上げ請求は、別々に行うことができない。
- （エ）× 繰下げ申出は、別々に行うことができる。

問40 正解 （ア）3 （イ）4 （ウ）8

<退職後の公的医療保険制度の選択肢（博之さんのケース）>

| 選択肢                     | 加入条件                                                           | 保険料                                                                       | 加入手続き                                     |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 退職前の健康保険に任意継続被保険者として加入  | 資格喪失日の前日まで継続して2ヵ月以上被保険者であったこと<br>※加入期間は最長2年間                   | 資格喪失時の標準報酬月額に応じて計算され、その（ <b>ア 全額</b> ）が本人負担となる<br>※上限あり                   | 本人が資格喪失日から20日以内に協会けんぽに対して加入手続きを行う         |
| 国民健康保険に加入               | 他の公的医療保険制度に加入していないこと                                           | 前年の所得などに応じ、居住する市区町村ごとに異なる基準により世帯単位で計算され、世帯主が負担する<br>※倒産・解雇等による離職者には軽減措置あり | 本人が健康保険の資格喪失後14日以内に（ <b>イ 市区町村</b> ）に届け出る |
| 晴美さんが加入する健康保険に被扶養者として加入 | 60歳未満で同居の場合： <b>年収（ウ 130万円）</b> 未満、かつ、原則として被保険者の年収の2分の1未満であること | 不要                                                                        | 被保険者の勤務先を経由して、5日以内に届け出る                   |